

KiK○ NEWS

おわら風の盆



**平成26年度第1四半期の検査結果報告 機構検査部
またも犠牲が!～沖縄 車内放置の乳児死亡**



富山市・おわら風の盆

哀調を帯びた胡弓の調べにのって、そろいの浴衣、編笠の女性、法被に股引姿の男性が小さな坂の町を三日三晩優雅に舞い続ける。江戸時代から300年続くおわら風の盆は、9月1日から3日まで、富山市八尾町（やつおまち）で行われる。

胡弓は、三味線を一回り小さくした形で、弓で弦を擦って奏でる。演奏には三味線、太鼓も使用されるが、胡弓が主役だ。

9月に入ってからのお盆踊りは異例だが、風の強い山間部、二百十日に収穫前の稲が被害にあわないように風封じ、豊作祈願が込められている。

富山平野から飛騨山脈に向かう街道の町として栄え、養蚕、和紙作りも盛んだった町だ。

1980年代に入って、全国に風の盆ブームが沸き起こる。高橋治のベストセラー小説「風の盆恋歌」（1985年）がきっかけになり、石川さゆりの同名のヒット曲（1989年）、舞台、テレビドラマ等が続き、2万人の町に3日間合計20万人以上の観光客（去年は23万人）が訪れるようになった。（N）

CONTENTS

9 September 2014	平成26年度第1四半期の検査結果報告 機構検査部	1
	またも犠牲が!～沖縄 車内放置の乳児死亡	6
	夏の節電 進行中!～全国のホール 消灯などで対応	10
	機構の窓から「デカ長さん」	14
	店長に求められる知識「業界知識区」	15
	「銀世界の裏」74～共闘	18
	人手不足対策としての労働者派遣・業務委託等の留意点 三堀 清	22
	データでみるパチンコ業界	25
	お知らせ	28

平成26年度
第1四半期の
検査結果報告



遊技機の定期的な点検を！

全国474店で検査を実施

機構検査部が平成26年度第1四半期（4月～6月）に行なった立入検査活動の結果報告をお届けする。

った。

今後とも当機構が実施する諸施策に対してご理解とご協力をお願いしたい。

検査の結果

遊技機検査で異常 行政通報の事案も

別表の通り、平成26年の4月から6月までの3か月間に機構検査部としては、31都府県の474店舗（うち計数機検査は73店舗）にお伺いし、ぱちんこ遊技機2870台、回胴式遊技機3095台の合計5965台の遊技機を検査した。計数機の検査台数は玉計数機51台、メダル計数機41台の合計92台であった。

今回の立入検査において立入拒否は無く、ホール側の受け入れ対応等に問題は見受けらな

検査の結果については、残念ながらこの3か月の検査においても遊技機検査に異常が確認されたことから、行政通報に至った事案が複数回確認された。しかし計数機検査においては、計数異常は確認されなかった。

最近の計数機検査においては異常計

数が確認されることが少なくなっており、ほとんどの店舗が計数機を良い状態に保っていると言えそうだ。ぜひ、この状態を維持して頂きたいと思う。

なお、機構に対して誓約書を提出されているパチンコホールは、6月末時点で1万1780店舗であった。

本年3月末時点においては、誓約書提出ホールが1万1856店舗あったことから、この3か月間に76店舗が減少したことになる。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。



平成26年度第1四半期の検査結果報告

検査で
気付いたことを
お伝えする

明らかかな不正改造も確認
ホールは注意を

次に実際に遊技機検査を行なった結果についてその概略をお知らせする。

今回の遊技機検査で確認された異常事案の主な内容は以下の通りであった。

- ① 回胴式遊技機の
メダルセレクター部の
カバーが欠損
- ② 回胴式遊技機の
中継端子盤の
封印バンドの欠損

その他、ホッパーを他の機種から部品取りして使用していた事案や、明らかかな不正改造としてはパチンコ遊技機の主基板の改造（おそらくV4ソケット部の改造）と思われる事案、また、回胴式遊技機の主基板からサブ制御基板へのハーネスに不正な「ぶら下が

《検査台数》

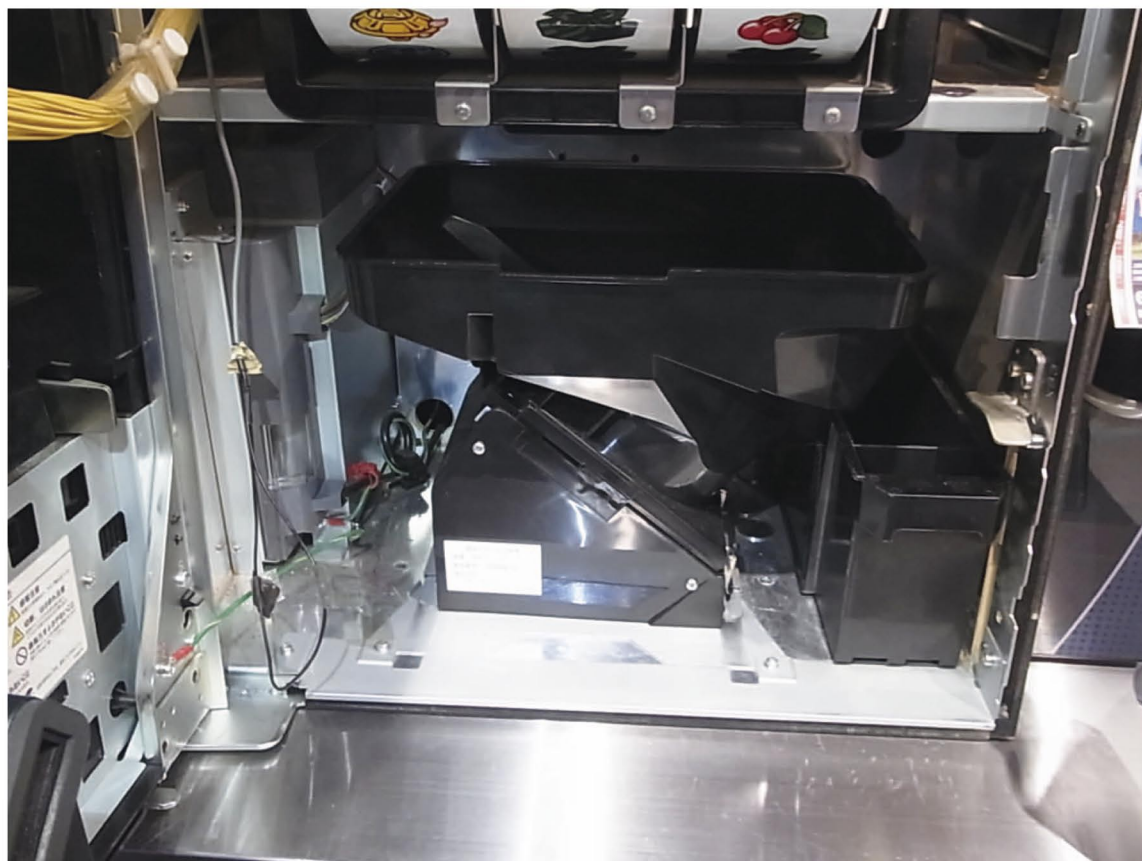
(平成26年4月1日～平成26年6月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数						合計
		遊技機	計数機	合計	遊技機			計数機			
					ぱちんこ	回胴式	遊技機計	玉	メダル	計数機計	
1	東京都	27	7	34	208	207	415	5	2	7	422
2	茨城県	20	8	28	150	138	288	5	8	13	301
3	栃木県	19	6	25	134	152	286	5	5	10	296
4	群馬県	17	3	20	120	148	268	2	2	4	272
5	埼玉県	31	8	39	216	224	440	6	4	10	450
6	千葉県	20	3	23	116	204	320	2	3	5	325
7	新潟県	8	-	8	56	72	128	-	-	0	128
8	山梨県	3	-	3	16	32	48	-	-	0	48
9	長野県	7	-	7	52	60	112	-	-	0	112
10	静岡県	21	2	23	158	152	310	2	-	2	312
11	富山県	9	3	12	72	68	140	2	1	3	143
12	石川県	7	3	10	48	64	112	3	-	3	115
13	福井県	8	1	9	62	52	114	-	1	1	115
14	岐阜県	8	-	8	56	64	120	-	-	0	120
15	愛知県	19	-	19	124	148	272	-	-	0	272
16	三重県	9	-	9	80	56	136	-	-	0	136
17	滋賀県	7	-	7	56	56	112	-	-	0	112
18	大阪府	33	-	33	202	236	438	-	-	0	438
19	兵庫県	25	-	25	192	196	388	-	-	0	388
20	奈良県	6	5	11	48	48	96	4	1	5	101
21	和歌山県	9	3	12	64	52	116	2	1	3	119
22	岡山県	4	5	9	24	40	64	2	4	6	70
23	山口県	8	-	8	52	60	112	-	-	0	112
24	徳島県	10	-	10	80	78	158	-	-	0	158
25	香川県	10	-	10	72	88	160	-	-	0	160
26	愛媛県	9	-	9	88	56	144	-	-	0	144
27	高知県	10	-	10	68	62	130	-	-	0	130
28	大分県	6	-	6	40	56	96	-	-	0	96
29	宮崎県	7	3	10	56	52	108	2	1	3	111
30	鹿児島県	16	5	21	112	126	238	3	2	5	243
31	沖縄県	8	8	16	48	48	96	6	6	12	108
	合計	401	73	474	2870	3095	5965	51	41	92	6057

ある回胴式遊技機のホッパー



正規のホッパー



他の機種から勝手に転用したと思われるホッパー

従業員抱き込みの可能性も

「一部品が取り付けられていた事案などが確認されている。」

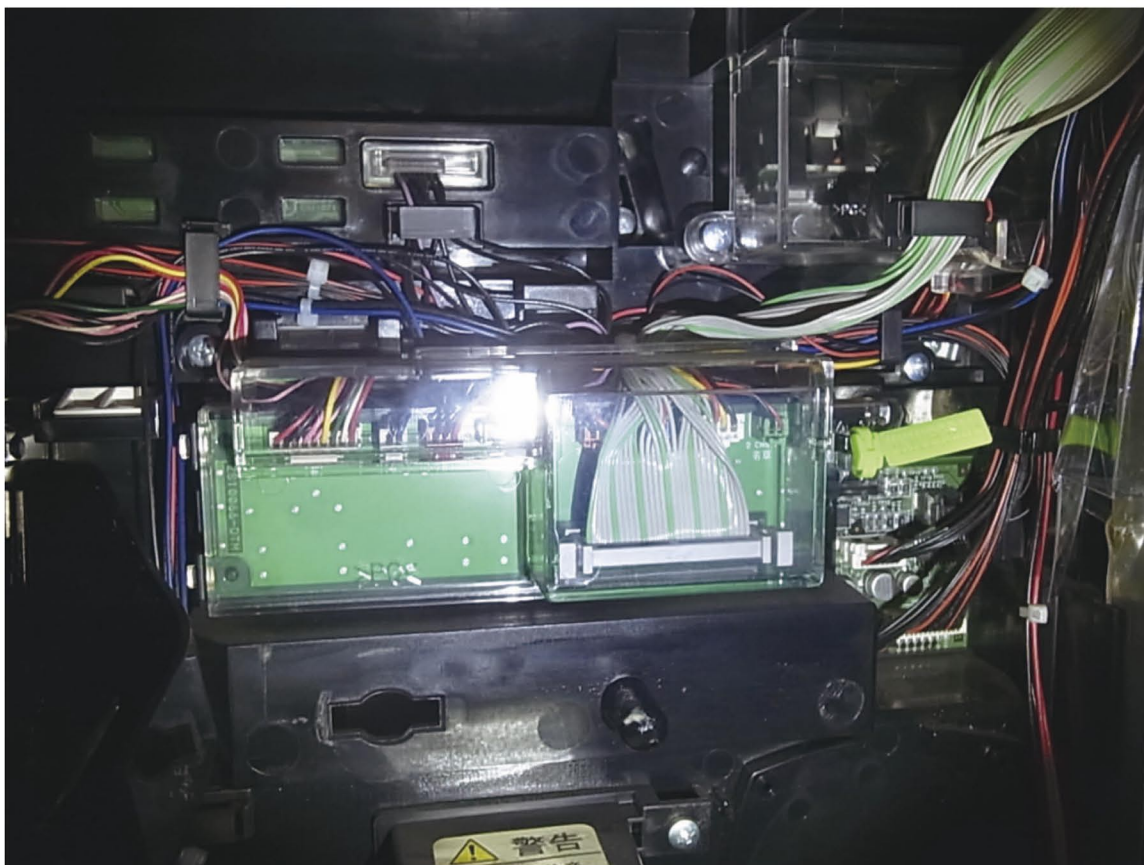
こういった不正改造事案は、容易に出来るものではないと思われる。店舗従業員などが不正改造グループに抱き込まれて仕込まれたケースも多いためと考えられることから、ホールにお

いては十分な注意をお願いしたい。検査を行なった都府県方面別の検査ホール数、検査遊技機数等は別表の通りであるので、参考として頂きたい。

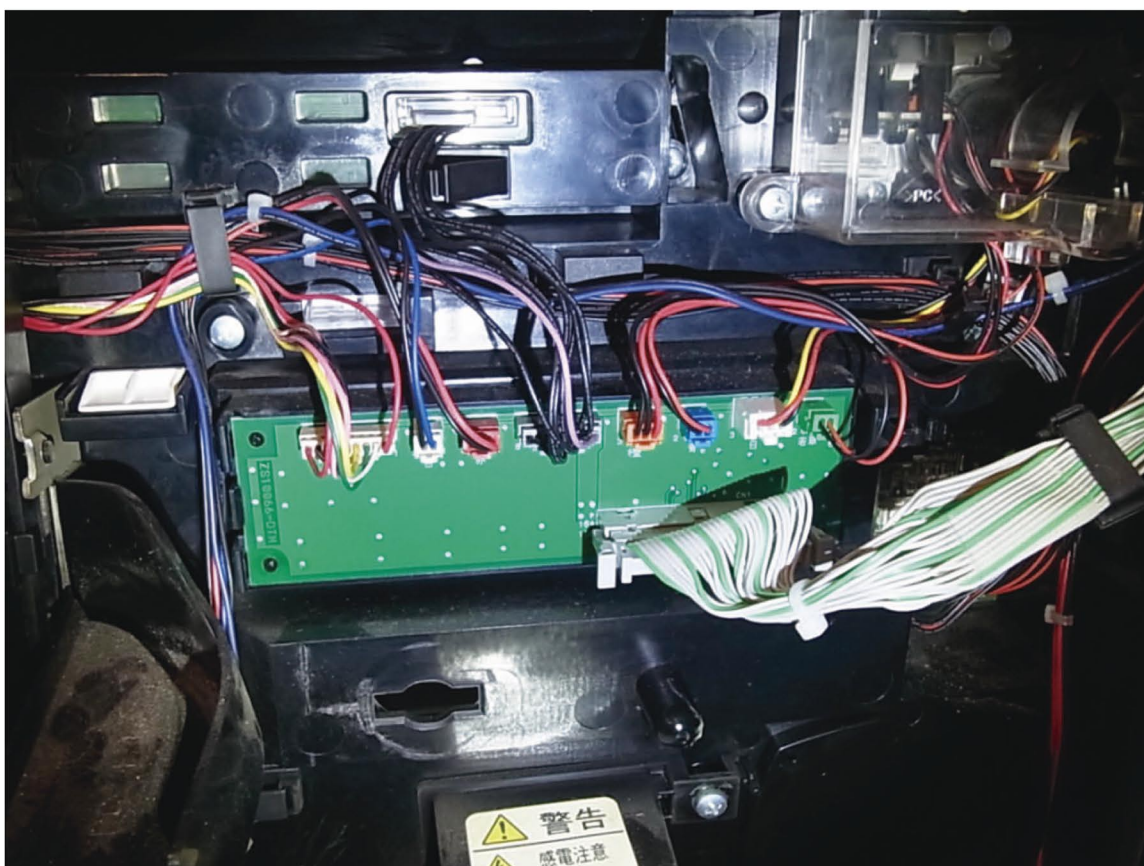


平成26年度第1四半期の検査結果報告

ある回胴式遊技機の中継端子板



封印バンドがきちんととめられている正規な状態



封印バンドが外れているだけでなく、プラスチックケースも見当たらず中継端子板がむき出し状態のもの

またも犠牲が！ 沖縄 車内放置の乳児死亡

沖縄のホール駐車場で車内に放置された乳児が死亡、7月に母親が逮捕された。

全日本遊技事業協同組合連合会(阿部恭久理事長)は

7、8月を強化月間とし、

2年連続「事故ゼロ」を目指していたが、事故再発を防げなかった。

定期的な駐車場巡回を着実に実施していれば

阻止出来た惨事だけに、

警察庁は全日遊連にのめりこみ対策と合わせ

放置事故防止対策の徹底を強く要請した。

車内に 6時間も置き去り

新聞報道などによると、事故が発生したのは6月10日、沖縄県那覇市内のホール立体駐車場1階であった。午後5時ごろ、豊見城市の母親(40)が軽ワゴン車のチャイルドシートで長男(生後5か月)がぐったりしているのを発見した。母親は長男を同市内の病院に運んだが、すでに心肺停止状態。救命

措置が行われたが、同6時15分長男の死亡が確認された。

不審に思った病院側が通報、豊

見城署は任意で母親から事情を聞いていた。同署は死因が熱中症と

特定されたため、母親を7月22日

重過失致死容疑で逮捕した。

調べによると、母親は10日午前

10時半ごろから、長男を車の中に

放置したままパチンコをしていた。

車のエンジンは切られ、窓は閉め

切った状態だった。当日の最高気

温は29度を越し、湿度も75%と高

かった。母親は「車内に放置した

のが原因です」などと供述してい

るとい

さらに地元紙が、母親は同署の

調べに対し「少なくとも十数回は

長男を車内に置いたままパチンコ

をした」と供述したことを伝えて

いる。供述内容が事実とすれば、

ホールはこれまで10回以上も車内

放置を見逃していたことになる。

全日遊連が緊急通達

全日遊連は組合員のホールでの

乳児死亡事故だったことから7月

24日、「ホール駐車場で車内放置の

乳児死亡を受け子ども事故防止対策の徹底について」を全国に緊急

通達した。

通達では、事故の概要や沖縄県

遊協が緊急総会を開催し通達を出

したことなどを説明し、「ホール駐

車場等の確実な巡回確認と効果的

な店内放送等の実施を徹底すると

ともに、取組内容を来店客並びに

地域住民へ強くアピールすること

により、事故防止に対する意識を

より一層高めて頂くようお願いし

ます」と要請している。そして留

意点として、「何よりも大切なのは

『お子様連れのお客様の駐車場そ

のものへの入場禁止』」と強調、

「子供たちが二度と悲しい事故に

巻き込まれないよう格段のご理解

とご協力をお願いします」と結ん

でいる。

生かされなかった マニニアル

ホール駐車場での車内放置によ

る子供の死亡事故は、2004年

から2012年までに13件発生、

13人が犠牲(警察庁)になった。特

に2008年からは5年連続死亡

事故が起きていた。

2012年8月、三重県桑名市

で母親(46)が生後5か月の長男を死亡させたケースでは、母親が保



護責任者遺棄致死罪に問われ、津地裁は昨年12月、懲役3年、執行猶予5年(求刑・懲役5年)の判決を言い渡した。母親はエンジンを切り、窓を閉め切った車内チャイルドシートに長男を約2時間半も放置し、窒息死させたもので、裁判長は「何ら責められるべき点のない長男を車内に置き去りにした身勝手な犯行」と指摘した。しかし、「産後鬱病の著しい影響を受け、犯行当時心神耗弱状態にあった」として執行猶予付きの判決とした。

この事故を受けてホール5団体は昨年初め、共通の対応マニュアルを作成、各地のホールに徹底を図った。非常の場合は車の窓ガラスを破壊しても子供の命を助けるなど従来より踏み込んだ対応策を盛り込んでいた。

事故は巡回で防げる

全日遊連は全国のホール駐車場を巡回した結果を「子ども事故未然防止事案報告」としてまとめている。09年から昨年度までの結果を見ると、子供の放置を計155件発見し、201人を救助している。気温30度の中エンジンを止め、窓を閉め切った車内に生後6か月の女児を置き去りにしていた母親(昨年7月、愛知)のケースなど今回沖縄で起きたような悲惨な事

乳児放置死、母に猶予判決

津地裁「産後うつで心神耗弱」

桑名市のパチンコ店駐車場での主張を認め、懲役三年、執行猶予五年(求刑・懲役五年)の判決を言い渡した。川上裁判長は判決で「重度の産後うつ病のため、犯行当時、心神耗弱状態にあった」と認定。「長男がいち十八日、弁護士側の限りのうつ病が治らない」と思いつき、何ら責められるべき故に繋がりがかねない例も多かった。相変わらず幼児らを車内に放置する親が跡を絶たず、駐車場をしつかり巡回していれば事故は防げることも実証している。

日本自動車連盟(JAF)が行った実験では、気温23度でも車内の温度は50度まで上昇するという。特に幼児であれば短時間でも脱水症状や熱中症の危険があると指摘している。こうしたことから全日遊連では「組合員の皆様へのお願い」で、「今、この瞬間にも助けを求めろ。声」が聞こえるかもしれない」などと、「必ず1台1台車内を目視確認して下さい」と

ホール5団体のポスター

またも犠牲が！ 沖縄 車内放置の乳児死亡

訴えている。
**失墜した業界の信用を
取り戻すには**

これまで各地のホールを回った経験では、ごく限られた範囲とはいえきちんと駐車場の巡回をしているホールはざっと半分だった。もちろん細心の注意を払い1台ずつ車を点検したり、駐車場の入口で子供が乗っていないか確認したりしているホールもある。暑い時だけではなく厳冬期雪の降りしきる中車を見て歩く巡回員の姿も見える。だが、1件の事故が起きれば業界全体が影響を受ける。ある組合の幹部は「地域の行事に参加したり、身障者施設に寄付をしたり、様々な社会貢献をしてきたつもりだが、沖縄の事故で全てが消えてしまった」と話していた。駐車場を巡回しない。巡回しても車の中をきちんと点検しない。そんな現場管理が改善されなければ、根本的な解決には結びつかない。

暑さはまだ続く。熱中症の患者は昨夏だけで約40万人（昭和大）もいた。2年連続の事故ゼロはなくなったものこの以上犠牲者を

出さないよう再発防止に本格的な取り組みが行われるかどうか。ホール団体の真価が問われることになる。

巡回のポイント

事故を防ぐには着実に巡回を繰り返すしか手段はない。全日遊連の「巡回点検のポイント・注意点」の要点を改めて紹介する。

①営業時間帯は最低1時間に1回駐車場を巡回・点検する。
必要に応じて30分に1回の実施も検討する。

②車内の状況を1台1台確実に点検する。
車内を一瞥する程度では、チャイルドシートなどで毛布や衣類を掛けられている乳幼児を見出さない。

③スモークガラス・黒色フィルム着装车など車内が見えにくい車両については、懐中電灯などを使って内部を点検する。

十数分で生命危機

日陰も危険温度に上昇

「大丈夫だと思っただけ」。生後5カ月の乳児が、車内放置で死亡した。JAFの実験では、気温23度でも車内温度が50度近くまで上昇。幼児であれば、窓を閉め切った車内でも短時間で脱水症状や熱中症を招く恐れがあると注意喚起している。

乳児車内放置 JAFが警鐘

重過失致死容疑逮捕
車内温度 沖縄
車内温度 日、パ
査を主 止めた
に 男児を
数分で 男児を
養分の 男児を
といとして
の危険
を鳴ら
(40) 母

車内で熱中症乳

遊技場 放置疑い 母姐

本島南部のパチンコ店駐
車場で6月上旬、車内に残
した経緯を慎重に調べてお
さんと上あつちヨリ男児が



車に放置 乳児死亡

豊見城署 重過失疑い、母親逮捕

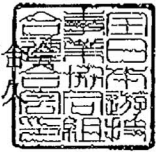
豊見城署は22日、那覇市た。同署によると、長男の一内のパチンコ店屋外駐車を海

母親、パチンコ 乳児熱中症死

内のパチンコ店の屋 駐車室内に放置
駐車場1階で、窓を
った状態の自家用車
に当時生後5カ月の
ちゃんを約6時間半
か居てす」たこと話して

各都府県方面遊協（連）
理事長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 阿部 恭久



緊急通達

ホール駐車場で車内放置の乳児死亡を受け子ども事故防止対策の徹底について

昨日の全国理事会において緊急報告いたしたとおり、去る6月10日（火）、沖縄県内のホール（組合員）駐車場で軽ワゴン車車内に放置された生後5か月の乳児（男）が、熱中症により死亡するという事案が発生しました。

報道等によれば、保護者は午前10時頃ホールの立体駐車場1階に車を止め、窓（スモークフィルム貼付）を閉め切ったエンジン停止中の車内後部座席チャイルドシートに乳児を放置したまま5時間以上にわたり遊技をし、その後、車内でぐったりしている乳児に気づき病院に運んだものの、間もなく死亡が確認されたとのこと。

当日の隣接地域の最高気温は29.8℃を記録しており、その後、警察では、乳児を熱中症で死亡させたとして保護者を重過失致死の疑いで逮捕しております。

本事案を受け、沖縄県遊協では、臨時総会を開催し傘下組合員に対し事故概要報告を行うとともに、車内放置事故防止の徹底に向けた緊急通達を発出したほか、今後、「子どもの車内放置防止対策」マニュアル（別紙参照）を参考に各店舗の駐車場巡回要領について再徹底のため実地指導を行うとのこと。

ホール駐車場等における子ども事故防止については、本年3月20日付全日遊連発第449号や6月20日付全日遊連発第101号の通達でも徹底方を要請しておりますが、この度の事故発生を受け、ホール事業者として同じような事故を繰り返さないためにも、改めて下記により傘下組合員ホールに周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 実施事項

「別紙」及びホール関係5団体「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」（下記アドレス参照）により、ホール駐車場等の確実な巡回確認と効果的な店内放送等の実施を徹底するとともに、取組み内容を来店客並びに地域住民へ強くアピールすることにより、事故防止に対する意識をより一層高めて頂くようお願いいたします。

2. 留意点

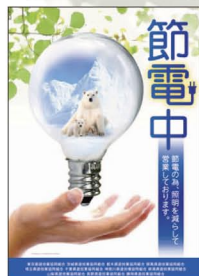
何よりも大切なのは「お子様連れのお客様の駐車場そのものへの入場禁止」であり、近年多く見られるスモークガラスの使用や日除けシート等で窓を覆った車両については外部から車内の状況が見えにくく車内放置が行われるおそれが特に高いため、駐車場巡回時には目と耳を十分に活用し「懐中電灯等を用いて1台1台確実に車内点検する」ことを肝に銘じ、子どもたちが二度と悲しい事故に巻き込まれないよう格段のご理解とご協力をお願いいたします。

【参考】

- ホール関係5団体「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」
専用ホームページアドレス <http://www.syanaicho.com/>

<本件に関するお問い合わせは、業務一課までお願いいたします。> 以上

夏の節電 進行中!



全国のホール 消灯などで対応

夏の節電が全国で行われている。

東日本大震災から4度目で、原発ゼロの夏は初めてとなる。

政府の要請で沖縄を除く電力会社管内が対象となっており、遊技業界には警察庁から協力が要請された。

これを受け全国のホールは照明の消灯などの対策を打ち出し、協力態勢を敷いている。

電力供給に余力のない関西電力管内のホール現場の活動を紹介するとともに各地の動きを追った。

節電態勢は9月末まで続く。

毎年電気使用量を削減

大阪 四海樓アタリヤ店

大阪市住吉区の「四海樓アタリヤ店」は大震災後、毎年電気使用量を下げ続け、今年は2010年比「15%」削減に挑戦している。

パチンコ279台、スロット171台。従業員は延べ42人。都市型のホールである。

12店を展開する光明興業グループ

設備活用と細やかな対応

(本社・大阪市、段正峰代表) 傘下のホールである。どんな対策を取っているのか。猛暑が続く7月末、節電の現場を見た。

店舗内に入るとひんやりした空気がほてった肌を冷やす。島の端に取り付けられた温度計を見ると「25・3℃」。湿度は47%。「お客様第一ですから不快に感じるような温度設定にはしていません」と企業広報部長の段周精さんが説明する。

住吉区は同市の最南部に位置し、ホールは「あびこ筋」と呼ばれる府道28号線から東に入った商店街の一角にある。ミナミの繁華街・難波から地下鉄で約15分。「あびんこ 地下鉄あびこ中央商店街」のプレートを掲げたアーチが立っている。通りの両側に飲食店、花屋、ケーキ屋や「整骨院」、「くつ修理」など雑多な商店が並ぶ典型的な下町の光景が広がる。どこか東京の砂町銀座と似た雰囲気を感じる。天候は晴れ。最高気温34・9度。日差しが強い。

ひとつは機械力。デマンド(最大需要電力)監視装置と新型の研磨・集塵装置の導入である。事務所に入ると64の画面を映し出す大型ディスプレイ前のデスクに監視装置が置かれていた。目標電力が設定されており、現時点の「瞬時電力」などが表示されている。この時の電力は「155・5kW」で目標の「233kW」を大きく下回っていた。この数字と島の実際

通りを歩いて行くと左側に朱色の「四海樓」の看板が目に入る。店舗前に自転車がいっぱい止められ

ホール内



四海樓アタリヤ店



室外機の説明をする段部長



室外機にはネットで日陰をつくっている



商店街の入口

の温度を見ながら1、2階それぞれのカウンターで空調を調整している。また、研磨・集塵装置は補給装置の動作状況や玉の量などを見ながら電源を自動的にコントロールする仕組み。営業時間帯に常にフル稼働することが多い装置だが、適切なタイミング、必要な時間にだけ作動させることで電気使用量をカットするという。

さらに照明のLED化も進めた。2階の天井には大きなシャンデリアがつけられている。「あれもLEDなんですよ」と段さん。外壁の照明も変更した。だが、現場で最も大切なのは従業員の日々の着実な作業である。個々の努力の積み重ねが必要なのだ。点灯、消灯時間を設定し、着実な「ON」「OFF」を実行した。事務所の壁には「空調・照明ルール」が貼られている。「空調ファンON↓9時40分」「照明4ヶ所ON↓17時20分」など細かい作業手順が示されている。事務所の廊下は照明を消してあるし、パソコンも使わないときは電源を切るなど細やかな対応を行ってきた。

スタッフの意識が原動力

こうした対策を実施した結果、同店の電気使用量は今年度67万6046kWhと2010年度と比べ約15%の削減となる見込み。2010年度の使用量は78万9120kWhで翌年から対前年度比で着実に使用量を減らしてきた。正念場となる夏も7月で見ると2010年度に7万221kWhだったものを昨年度5万kWh台にまで押し下げている。

熊澤紳一郎店長は「パチンコは装置産業でお客様に店内で時間を消費して頂いていますので、快適な遊技環境を整えることが最優先です」としたうえで「節電は設備の問題もありますが、一番効果が表れたのはスタッフに意識してもらうことでした。業界に対する会社からの目線、地域の中での自分たちの役割などを皆で共有するよう努めています」と話している。

「あびこ観音」の参道として発展してきた同商店街。炎天下、買い物籠をぶら下げた主婦や野球帽をかぶった男性らが行き交う。同店では雨の日の貸し傘、タオル、座布団、両替、携帯の充電などのサービスその他、クロークに冷蔵庫を



監視装置を見るスタッフ

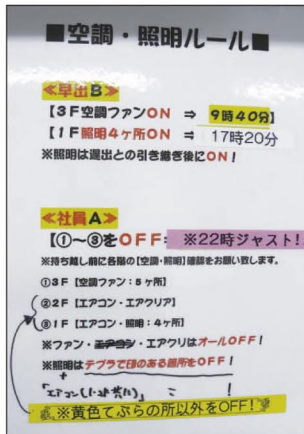


ジャンデリアもLED (2階) ▶

◀監視装置には「余裕」の表示が



空調などは節電ルールで管理されている



1階の島に設置された温度計

数店のぞいてみたが、涼を求める

備え、主婦らが購入した食材を預けることが出来るようにしている。地元に着するホールらしい肌理の細かさである。

この日の関西電力管内の電力使用は最大で90% (14時〜16時) に留まった。同店の節電努力は全体から見れば小さい数字かもしれないが、浪花の「停電」という最悪の事態を抑止する態勢の一端を担っている。

繁華街を歩いてみた。初原発電の夏の夏なのだが、以前のような緊迫した節電ムードはあまり感じられない。ポスターも見かけないし、道頓堀名物の蟹も「節電中」ではなく、飲酒運転撲滅のたすきを掛けている。何回か地下鉄や私鉄に乗ったが、花火大会のお知らせは流すものの、節電関連のアナウンスは聞かれなかった。ホテルなどで「節電のため一部照明を消してあります」などのお断りが掲出されていた程度。特段のPRをしなくとも夏場の節電が定着したということなのだろう。ホールを

人も多いのか、昼間で4〜6割程度が入りだった。

政府が要請
定着節電が大前提

政府は原発ゼロの状況から7月から9月末の平日 (祝日、お盆を除く) での節電を全国に呼びかけている。時間は午前9時から午後8時まで。具体的な数値目標は前年同様設けなかった。

政府の試算では、今夏の各電力会社の電力供給予備率は、北海道9.2%、東北7.5%、東京5.5%が高率で、次いで四国4.3%、北陸、中国各4.1%、中部3.5%の順。原発依存度の高い関西 (約5割) と九州 (同4割) が各3.0%と余力ギリギリの数字となっている。東日本で余った電力を関西、九州に送る「電力融通」を行うことによって、予備率3%を確保する計画。こうした状況から政府は数値目標を定めない節電要請に踏み切った。

もし、融通がストップすれば、ピーク時の予備率は関西1.8%、九州1.3%まで下がる「危険水域」に落ち込む。

政府の試算では、今夏の各電力会社の電力供給予備率は、北海道9.2%、東北7.5%、東京5.5%が高率で、次いで四国4.3%、北陸、中国各4.1%、中部3.5%の順。原発依存度の高い関西 (約5割) と九州 (同4割) が各3.0%と余力ギリギリの数字となっている。東日本で余った電力を関西、九州に送る「電力融通」を行うことによって、予備率3%を確保する計画。こうした状況から政府は数値目標を定めない節電要請に踏み切った。

もし、融通がストップすれば、ピーク時の予備率は関西1.8%、九州1.3%まで下がる「危険水域」に落ち込む。

「夏の節電」を報じる新聞各紙と以前のような緊迫感は見られなかった繁華街



電力会社も「お願い」

目標は決まらなかったものの経済産業省は「定着節電見込み」の数字を目安として公表している。政府の夏場を乗り切る計画は、従来通りの節電が行われることを前提にしており、いわば綱渡り。一般家庭や企業が節電の努力をしなければ停電などの恐れが生じる。数字は2010年度に比べてのマイナスを示し、中国3.6%、中部4.1%、東北4.3%、北陸4.4%、四国5.2%の順。予備率の低い関西は8.5%、九州は9.2%となっている。東京は11.7%。公式の目標値ではないが、守る必要がある数字である。

これを受けて関西電力などでは、「節電へのご協力をお願い」をホームページなどに掲載している。関西電力では「中西日本に加えて東日本の電力会社からの応援融通等により(略)電力の供給に最低限必要とされている3%を辛うじて確保できる見通しです」と説明、「電力需要の想定におきまして、定着した節電として263万kWを織り込んでいることから、お客さまにおかれましては、着実な節電・

省エネにご協力を賜りますようお願い申し上げます」と訴えている。また、九電では「お客さまには、少なくとも、昨夏お取組みいただいた節電を目安に、生活・健康や生産・経済活動に支障のない範囲で可能な限り、節電にご協力いただきますようお願いいたします」と協力を呼び掛けている。

警察庁から「21世紀会へ」要請

遊技業界については、政府からの要請を受けた警察庁が5月末、生活安全局保安課長名で「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」へ文書で協力を求めた。文書では政府の対策が決定したことを説明し、「今般の電力事情による節電対策の推進が強く求められていることを踏まえて、節電対策を含む夏季の省エネルギー対策の推進に一層の御努力をいただくとともに、傘下団体、会員企業等に対してこれを周知するなど、本対策の推進に御協力いただくようお願いいたします」と要請している。これを受けて同会加盟14団体は、全国の組合などに節電を徹底するよう求めた。



機構の窓から

デカ長さん

「主人があと二週間くらいだと先生から告げられました」。電話の主は警視庁の捜査一課の元部長刑事の奥さんからだ。6月28日のことだ。

刑事と記者の間だから本名を明かすわけにはいかない。仮りにA部長刑事としておこう。10年以上前に喉頭がんの手術をし、その後はかすれ声になり何回となく調子が良くないといっていたから覚悟はしていたつもりだった。7月1日入院先の埼玉県所沢の病院に行った。ベッドにAさんは寝かされていた。点滴を受けながくように起きようとしていた。もう意識は混濁していた。前日、目を開いて付添いの奥さんに「早く本部に行かなくては」と点滴の針を抜こうとしたりベッドから起き上がろうとしたり大変だったという。この日も聞き込みの夢を見ているのか盛んに足を動かし耳を傾けるようなしぐさを続けた。若いころから聞き込みで鍛えた足は、やせ細って見る影もなかったがそれでも立ち上がろうともがいているようだ。



警視庁捜査一課特殊班部長刑事だ

が、そんないかめしい肩書は

この人には似あわなかった。

東北出身で面倒見が良く、大声

を上げている姿を見たことはな

い。大事件のひのき舞台で大見

得を切るようなタイプではなく、

どちらかという土地な刑事とい

った方が正確かもしれない。

やせ細った顔を見て、「あの日」

の事を思い出していた。「Aさん、

報道もされず表彰もされなかったけ

ど忘れていないぞ……」。

1970年8月6日、警視庁捜査一課は東京・上野の山に大量の捜査員を張り込ませた。三越本店を爆破すると4回にわたって脅し430万円を要求した犯人の現金受け渡し場所がそこだった。翌7日午前4時過ぎ指定のごみ籠をあさっている男を捕まえ中央署に連行した。「事件解決」。現場の捜査員には引き上げ命令が伝えられた。だがAさんから数人は現場に残った。「さっきの男がもし犯人でなかったら」というカンが働いたからだ。案の定、連行した男は事件とは無関係のホームレス。大失態と思われたが午前5時25分借金返済に苦しんでいた元バーテンが指定場所に現れAさんらに捕まった。

ホンポシを捕まえたAさんらは特別にほめられもしなかったし記者発表にもなかった。

1970年葛飾区内で小学生の男子生徒が草むらで殺された事件の際にも背中に残っていた体液から村山貯水池で起きた男子小学生殺害事件（1965年のノンちゃん事件）が同じ犯人による連続殺人ではないかと主張、殺人班が投入された。犯人が捕まり読み通り二人の子供を殺したことも自供した。

1963年3月の台東区で起きた「吉展ちゃん事件」や1968年12月東京府中市で起きた「3億円強奪事件」の捜査にもあたった。

「防犯カメラに映った姿を解析し犯人を割り出す」現在の科学捜査時代、なぜ検挙率が昔と変わらないのか友人の捜査一課長に聞いたことがある。返事は「その分刑事の腕が落ちた」というものだった。

7月22日午前零時、Aさんは他界した。享年80歳。祭壇には「在郷捜一会」の花輪が飾られていた。愚直でカン働きの利くAさん。「俺はあんたが好きだった」。(勝)



店長に求められる知識

業 界 知 識 IX

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知っておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法などの法律はもちろん、都道府県や市町村の条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正な営業を行うために必要な知識です。

今回は、消防法に関する問題を取り上げます。消防法とは、「火災・災害の予防・警戒・鎮圧」「火災・地震などの災害による被害の軽減」を消防行政の任務として、火災による被害を防ぐための具体的な措置を定めた法律です。風適法とは異なり、風俗営業以外の業種にも適用されますが、違反を犯した場合はもちろん処罰の対象となります。パチンコ店という不特定多数の人が集まる特性上、お客様と従業員の安全のためにも、店長は消防法に関する知識を兼ね備えていなければなりません。ここからは、問題を解きながら解説していきます。

消防法上の義務

【問題】
収容人員300名以上のパチンコ店における消防法上の義務として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

- a：消防計画を作成し、消防長または消防署長に報告しなければならぬ。
- b：消火訓練及び避難訓練を1年に2回以上実施しなければならぬ。
- c：消防用設備等の機器点検は、1年に1回実施しなければならない。
- d：防火管理者は1名選出しなければならない。

【回答分布】

a：9・1% b：14・4%
c：44・0% d：32・3%

【正解と解説】

正解はcです。選択肢をそれぞれ見てみましょう。

消防法施行令第三条の二「防火管理者の責務」により、

「防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない」とあるため、aは正しいと言えます。

消防法施行規則第三条「防火管理に係る消防計画」の十において、「（略）防火対象物の防火管理者は、（略）消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない」とあるためbも正しいです。

消防法施行規則第三十一条の六では、「消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする」とされており、2004年5月31日消防庁告示第9号「消防用設備点検等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検方法及び点検の結果についての報告書の様式を定める件」によって、「機器点検等の機器点検は半年ごとに実施する」と明確にされました。よって、cは誤りです。

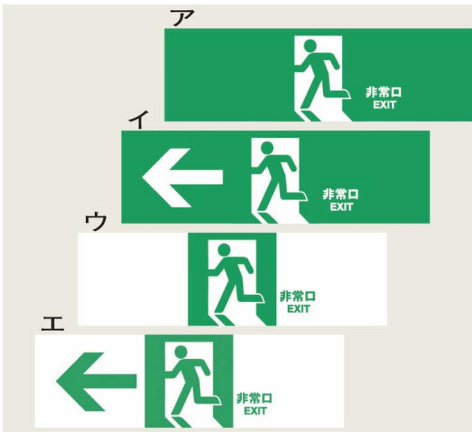
dは、消防法施行令第四条の二の二「火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象

物」において、防火管理者を定めなければならない対象物の条件の一に、「収容人員300人以上のもの」とあるため、正しいです。消防法の基礎知識として、上記の内容については日頃よりしっかりと頭に入れておきたいものです。常日頃より意識しておくことで、防災への意識も自然と高まるでしょう。

避難口誘導灯

【問題】

消防法では、一定の基準を満たしたパチンコ店には「避難口誘導灯」の設置が義務づけられている。次のイラストのうち、「避難口誘導灯」はどれか。



【選択肢】

- a : ア
- b : ア、イ
- c : ア、イ、ウ
- d : ア、イ、ウ、エ

【回答分布】

- a : 22・2%
- b : 33・3%
- c : 3・9%
- d : 40・6%

【正解と解説】

正解はbです。

避難口誘導灯に関する基準は、2010年8月26日に出された「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」（消防令第370号）の別添「第17誘導灯及び誘導標識の試験基準」において明確な基準が定められています。

詳細は、

●シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること

●避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること

とされています。

なお、エのイラストは通路誘導灯を表したものであり、ウのイラストは実在しないものです。災害の際に安全に屋外へ避難誘導をしてくれる目印となるのが誘導灯です。誘導灯には、「避難口誘導灯」、「通路誘導灯」、「客席誘導灯」の3種類があり、それぞれ目的が異なります。

避難口誘導灯：

避難口の位置を示す誘導灯

通路誘導灯：

避難口へ至る通路を示す誘導灯

客席誘導灯：

映画館・劇場の客席通路を照らす誘導灯

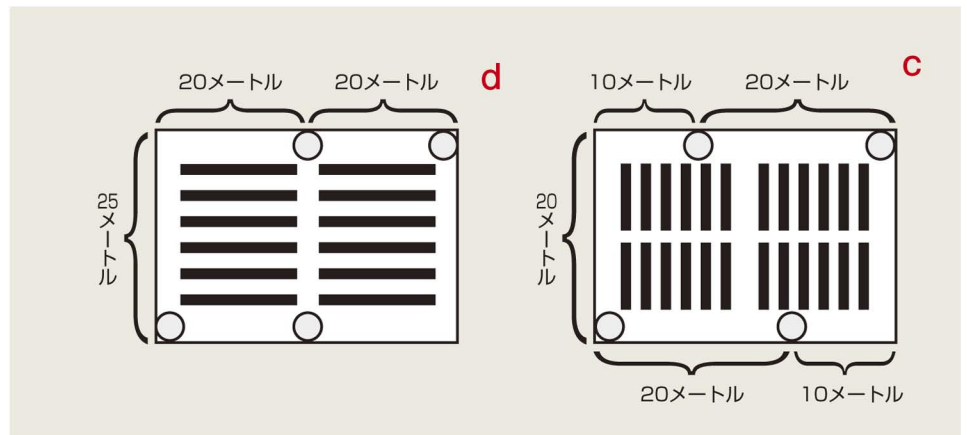
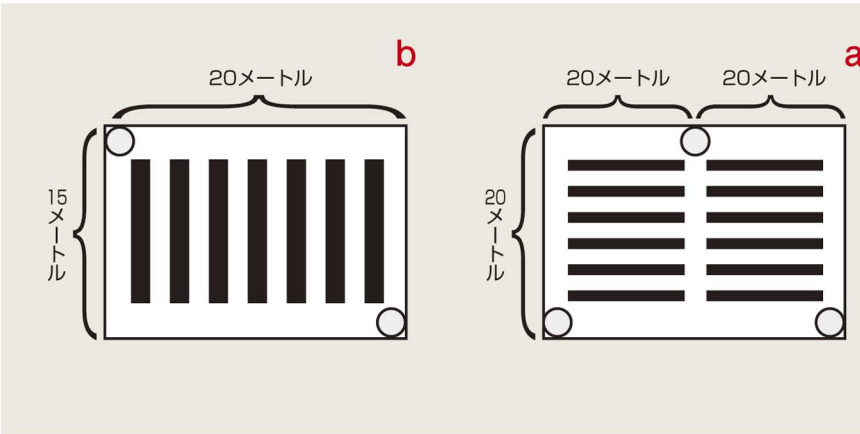
この違いを理解せず、避難口誘導灯の代わりに通路誘導灯が取り付けられていることが実際にも多く見受けられます。お客様と従業員の安全を守るためにも、適切な誘導灯を取り付けなければなりません。

消火器の配置

【問題】

パチンコ店において、消火器を図のように配置したとき、消防法上で違反となるものはどれか。（ただし、カウンターや景品棚などを含まないものとする）

【選択肢】



【回答分布】

a : 23 ・ 9 %
b : 11 ・ 3 %
c : 22 ・ 8 %
d : 42 ・ 0 %

【正解と解説】

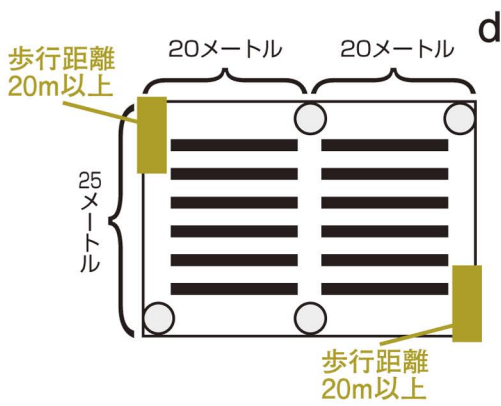
正解はdです。

消防法施行規則の第六条「大型

消火器以外の消火器具の設置」において、以下のように記されています。

「（略）消火器具は防火対象物の階ごとに、（略）消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならぬ」

よって、消防法が定める消火器の設置場所の規定は、実際の歩行距離でどの場所からも20m間隔以内と定められています（大型消火器に関しては30m）。dの場合、左上隅より下方向5mまでと右下隅より上方向5mの範囲に歩行距離



離20mを超えるゾーンが存在しているため、違反と見なされます。

消火器の設置基準を守っていても、いざというときに使用できなければ無意味になります。湿気の多い場所に長期間放置されていて底部が腐食していたり、キャップの部分が破損している消火器も散見されます。使用期限の確認や定期的な点検も怠らないよう注意しましょう。

2009年7月に大阪府で起きたパチンコ店放火事件では、5名もの死者が出てしまいました。その際、通路に置かれた玉箱が避難経路を妨げるという理由で問題視されたことも記憶に新しいでしょう。火災は一度発生すると、生命や貴重な財産を一瞬のうちに灰にしてしまう恐ろしいものです。店長であれば消防法の遵守は当然として、いざというときに被害を最小限に抑えるためにも防火管理者を中心とした自主管理の徹底が不可欠であることを認識しておきましょう。

銀世界の裏

74

共闘

文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

いまどきのパチンコ屋さんはチェーン展開していて大企業って感じになってきている。

従業員の数も多くなって、中堅どころの店舗だと、アルバイトも含め60〜70人程度が所属しているんじゃないだろうか。

そしてそういった店舗をいくつか運営して、従業員数1000人だとか2000人だとかの規模になっている。

が、オレが今いるところは、そういった「大規模」ではないパチンコチェーン店のうちのひとつ。

そのこの事務所。

「へえ〜。事務所ってこんな感じなんですね〜。わー、モニターがたくさんあるんですね、やっぱり」

「あー、田中君、あんまりそこらへん触らないでね」

そうオレに注意したのは、遊技

機販売会社「◇◇商事」の山本さん。

取扱主任者の資格を持っている。

「すいませんね、まだ片付けが終わってないので、もう少しお待ちください」

この店の「遊技機課課長」という役職の人が言う。

「いえいえ、お気遣いなく」

オレたち2人は閉店後、▲▲という中古パチスロ台を納品、取り付けすることになっている。

閉店作業が終わるまで、フロア内に入ってはダメだということで、事務所の片隅にあるミーティングスペースに座って待つことにした。

ミーティングテーブルの上には、いくつかの新聞。

新聞くらいは読んでもいいだろう。山本さんも手に取ったので、オレもそれに習う。

新聞を読んでいた山本さんが「おっ」と声を上げた。

「田中君、田中君、ちよつとこれこれ」

そうしてトントンと紙面を指す。見出しには「パチンコ店に1年勤務 信頼得た後に不正行為」と書かれている。

記事の内容はこういったことだった。

ゴト師グループが一人の男をアルバイトとして某ホールに送り込んだ。

彼は頑張って仕事を続け、まず正社員に登用された。

そしてまたまた頑張って仕事を

して主任に昇格した。自由に遊技台の鍵などを扱える立場になったところで、所属するゴト師グループから提供された不正基板を遊技台に取り付けて荒稼ぎをした、というものだった。

山本さんは読み終わったオレを見て、ニヤニヤ笑った。

山本さんがこんな顔をするのにはワケがある。

何を隠そう、オレはゴト師グループのメンバーだからだ。

そして、山本さんとオレとは、今日で会うのは2回目。

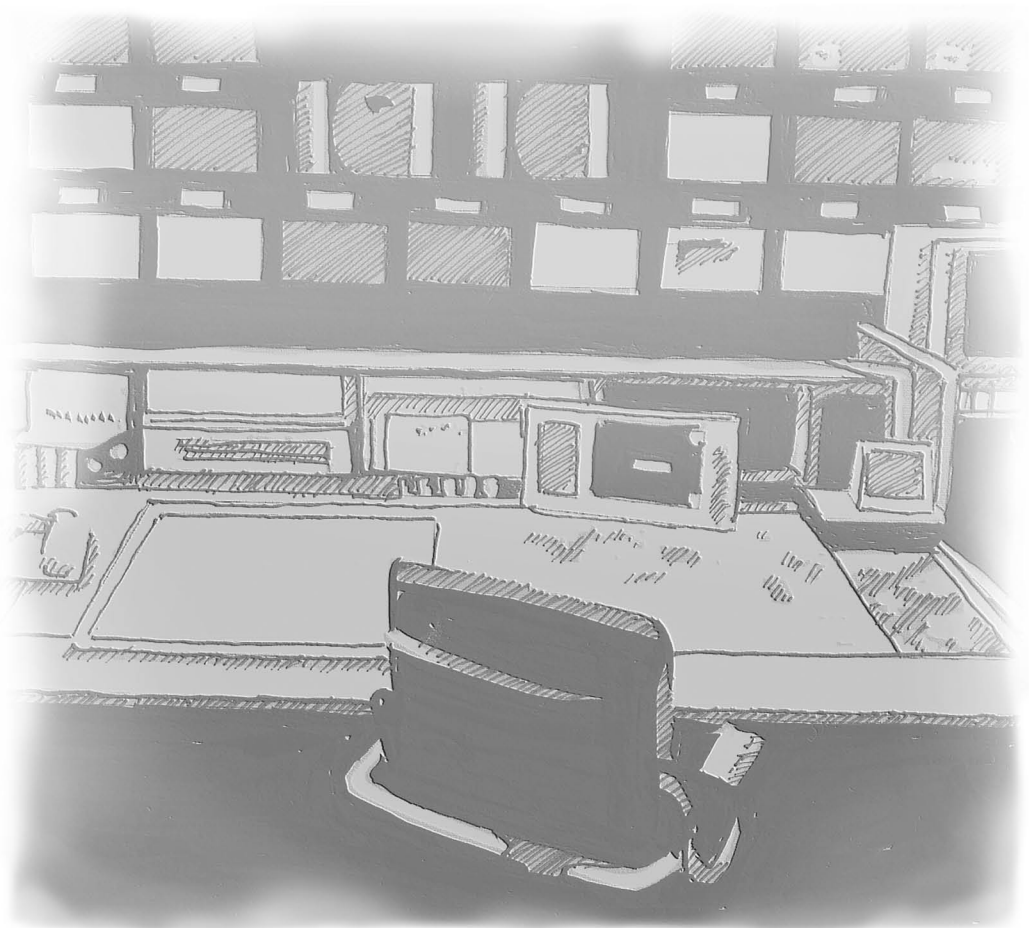
だけど本日のオレの肩書きは◇◇商事の営業。

つまり山本さんの部下で見習い社員というようなポジションになっている。

そう、今回の仕事はこの◇◇商事から頼まれたゴトなのだ。

オレは事務所に他に誰も居ないことを確認して、小声で話す。

「こんなに大きく報道されたら、ますますセキュリティが厳しくな



りそうですね」。

たことはやらないですね」

「田中君のところも、こういうのやるの?」

「いや、ウチはここまで時間かけ

オレたちの普段のシノギは、単純に仕込みを入れた遊技台を打ち子に打たせて、上ガリを頂くもの。

「へえ」

なので、一番肝心なのは、いかにしてホールの遊技台に不正部品を仕込むか、ということだが、もちろんそれが一番苦労する部分だ。

昔は深夜、ホールに忍び込んで遊技台に不正部品を取り付けたりしていた。

最近では、借金を抱えた従業員とかを見つけて、金をチラつかせて取り付けさせたりしている。

とはいえ、そう簡単に都合がいい人間が見つかるわけもなく、そしてホール側のセキュリティはほとんど厳しくなっている。

ちなみに今のウチの収入源は25店舗に仕掛けてある遊技台だけだ。

すべて従業員を抱き込んで仕込んだものだが、どのホールもお客さんがいなくて閑古鳥が鳴いているような状態だから、打ち子にはあまり露骨に抜かないよう指示している。

本日は繁盛店の遊技台に仕込んで、

ジャンジャン抜きたいところだが、繁盛店は間違いなくセキュリティレベルが高くて、とても無理な状況だ。

そんな状況でゴト行為がクローズアップされたら、オレらにとつてはマジに困るといふわけだ。

フロア内に入って良いという店長の許可はまだ出ない。

山本さんは、新聞を読むのも飽きたようで、腕を組んで目をつぶりだした。

まあ、普通は寝てるような時間だしな。

オレはほんやり、山本さんと初めて会った時のことを思い出していた。

●
それはつまり、この仕事の始まりでもあった。

オレの所属するゴト師グループは、さつきも言ったように仕込み台から抜くことをメインとしていたが、それだけでは稼ぎが少なくなったため、他のグループの仕込み部品も作っていた。

今作っているのは、●●●というパチスロ台。

そんなに出回っている台ではないが、改造が容易なのだ。

サブ制御基板のプラスチックケースをうまくこじ開けて、サブロムを取り外して、プログラムを書き換えるだけ。

サブロムは書き換えが効くタイプだ。

で、オレの手元にはあるグループから依頼されたサブロムが30個くらいある。

これを専用のロムライターで書き換えれば一丁上がり。

作業を続けていたらリーダーから

呼ばれた。

部屋に行くとい見知らぬ顔が2人。

「こちら、◇◇商事の××社長さんと、山本部長さんだ」

◇◇商事という名前は聞き覚えがある。確か、遊技台の販売とかをやつてるところだったはず……。

リーダーが話を続ける。

「今度、こちらの◇◇商事さんで扱う中古台に仕込みを入れることになった。ウチはいつもは部品を提供するだけなんだが、今回は、お互いのことを考えてウチからも人を出すことになった。……つてわけだから、打ち合わせに同席してくれ」

「こんな時代だからね、お互い協力しあわないと」

◇◇商事の社長さんがニッコリと笑う。

オレはよくわからないまま、リーダーと◇◇商事さんの話を聞いて



裏の銀世界

いた。

「中古機移動で、何度も店舗間を移動した遊技台に不正部品を取り付けたら、誰が仕掛けたのかすぐにバレるもんですかね？」

「やっぱり今は、パチンコはシノギにならないですよね」

「Aホールさんの遊技台をBホールさんに移動することになった」と

「その遊技台に取り付けるわけですね」

「なるほど、取扱主任者が手引きしてくれるんですね、なら安心だ」

「いやいや、同席するホール管理者がいるはずだし、バレないようにしないと」

「どうでしょう？ついでに実際のホールの入れ替え作業に立ち会いませんか」

「そうですね。我々にも勉強になりますよ。御社の取扱主任者と同行するのですから」

「では、準備を進めて来月からスタートしましょう」

●
「田中君、田中君」

肩を叩かれて起きた。

オレもうっかり寝てしまっていたらしい。

山本さんの向こうにはホール管理者である店長さんが居た。

「お待たせしました、それでは作業お願いします」

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

人手不足対策としての 労働者派遣・業務委託等 の留意点



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第

二東京弁護士会)し、

大手企業の法律問題

を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学

院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所

開設

現在、パチンコホー

ルを始め企業関連の

民事事件を手がける

1 景気回復と

パチンコホール企業の
求人難

「三本の矢」を掲げたアベノミクスによる景気回復は、人手不足という問題をもたらした。

ホールスタッフは、幹部を含めて、一般に給与は高いが、深夜未明まで長時間拘束される肉体的にキツイ職種との印象を抱かれがちで、敬遠される傾向にあるが、特に全国的な人手不足の昨今、人材の確保が困難になっている。

このため、労働者派遣、出向そして業務委託等で急場をしのいでいるホール業者も少なくないようである。

2

ホールへの
労働者派遣

ホールスタッフの労働者派遣は、平成11(1999)年の労働者派遣法の改正(当時は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」という名称だったが、平成24(2012)年の大改正で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」と改められた)により初めて認められるようになった。

それまで労働者派遣は原則禁止で、例外的に一部の業務で許されていただけで、一般的なホールスタッフの業務は、この例外的に派遣が許される業務に含まれていなかった。それが、前記の改正で派遣が原則自由とされたこと

3

管理者を
派遣で賄えるか

により、ホールスタッフの業務も派遣が可能になったのである(同法4条1項)。

労働者派遣法上は、派遣を受けることができる労働者は、ホールでいえば、いわゆるヒラのスタッフから幹部まで制限はないが、風適法上の管理者(同法24条1項)を派遣で賄えるかについては問題がある。

何故なら、管理者は、「当該営業所における業務の実施を統括する者のうちから：選任」しなければならないとされているからである(風適法24条1項)。しかも、管理者の業務は、「当該営業所における業務の実施に関し、風俗営業

者又はその代理人、使用人その他の従業者（略）に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行い、その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行うものとする（同法同条3項）とあり、派遣労働者のような短期的かつ流動的な就業形態にある者がこれに馴染むのかという本質的な問題があるのである。

更に、管理者の具体的な業務内容は、従業者に対する指導計画の作成・指導・記録の作成（風適法施行規則37条1号）、構造及び設備の点検の実施・記録の管理（同条2号）、そして、業務委託契約の内容・履行状況の点検・記録の管理（同条8号）等で、経営者に近い立場にある者でなければ実施できないものばかりである。

以上を踏まえると、管理者は、「風俗営業者自らが自らを選任する場合を除くのほか、風俗営業者に雇用されている私人に限られる」ということになる（蔭山信「注解風営法I」540頁）。

しかるに、派遣労働者Aを雇用しているのは派遣会社（派遣元）X社であって、派遣先（ホール業者）甲社は、X社との労働者派遣契約に基づいてA

に対する指揮命令の権限を有するだけであるから、派遣労働者は「風俗営業者に雇用されている」者ではない。

この点から、派遣労働者を管理者に選任することはできない、ということになる。

4

管理者を

出向で受け入れられるか

では、人材派遣会社等から「出向」という形で受け入れた労働者を、管理者として選任することは可能であろうか。

出向とは、例えばX社の労働者Aが、X社との雇用関係を残したまま、甲社とも雇用関係に入って甲社に労務を提呈し、給料はX社・甲社のいずれから場合によっては両社から支払われるという関係である。

ホールの労働者Aが、派遣会社X社の労働者としての地位とホール業者甲社の労働者としての地位も併せ持つとなれば、Aは甲社と雇用関係にあることは間違いないのだから、管理者に選任することはできる。

しかしながら、やはり、このような労働者を統括的な責任を負う立場が前提となる管理者に選任することは、違

法ではなくとも望ましいものではないであろう。

5

業務委託の可否と限度

ホール業者が、第三者に業務委託をすることは必ずしも禁止されてはいない。

何故なら、先に挙げた風適法施行規則37条8号が「管理者の業務」の一つとして「営業所における業務の一部が委託される場合において」と規定しており、風俗営業者が業務の一部を第三者に委託することを当然の前提としていると解釈できるからである。

しかしながら、ホール営業の中核的な業務をホール業者すなわち風俗営業の許可名義人以外の者が仕切るということになれば、そこには常に風適法11条で禁止されている名義貸しに該当するのではないかと、という問題が発生する。すなわち、風適法が、業務の委託を認める反面、風俗営業を許可制とし（同法3条）、許可の可否について一定の基準を定め（同法4条）、名義貸しを禁止している（同法11条）趣旨から、許可を得ていない第三者が自在に営業をコントロールするような、広範な裁量を与える業務委託、すなわち、営業

上の基本事項の決定まで委託することは許していないと解される。

このような観点からは、

- ① 従業員の採否及び教育の委託
- ② 営業の基本方針の決定の委託
- ③ 売上の管理の委託

等について、許可名義人たるホール業者が殆どこれに関与せずに丸投げするような場合は、違法な名義貸しになると判断される。

名義貸しの禁止違反は、無許可営業や許可の不正取得と並んで、風俗営業の許可制という風適法の基本的な規制の枠組みを否定する重大な違反であり、行政処分の量定はAで許可の取消し、刑事罰は2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科（同法49条3号）と、最も重いペナルティが課される。

6

業務の委託先に

管理者を任せられるか

次に、業務委託をしている場合に、委託先すなわち業務受託者又はその役員や労働者を管理者に選任できるかという問題もある。

この点についても、先にも挙げた風

名義貸しの禁止違反は、
無許可営業や許可の不正取得と並んで、
風俗営業の許可制という
風適法の基本的な規制の枠組みを否定する
重大な違反であり、
行政処分の量定は
Aで許可の取消し、
刑事罰は2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金
又はその併科（同法49条3号）と、
最も重いペナルティが課される。

ポイント

適法施行規則37条8号にて、管理者の業務として「営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るために必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること」が明記されており、管理者は、業務委託をしている場合にその受託者をチェックすることが定められて

いるが、これは、ホール業者に直接雇用されている者でなければ実施できない職務である。

このことから、管理者は、業務の受託者又はその役員若しくは労働者から選任することはできない、ということになる。

また、このような者を管理者に選任していることは、丸投げの名義貸しが行われていると疑われることにもなる。

データでみるパチンコ業界

Yesterday, Today And Tomorrow

第八十六回

新規客獲得のカギは 既存客が握っている

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

図1 ■男女別 パチンコ・パチスロ参加への興味

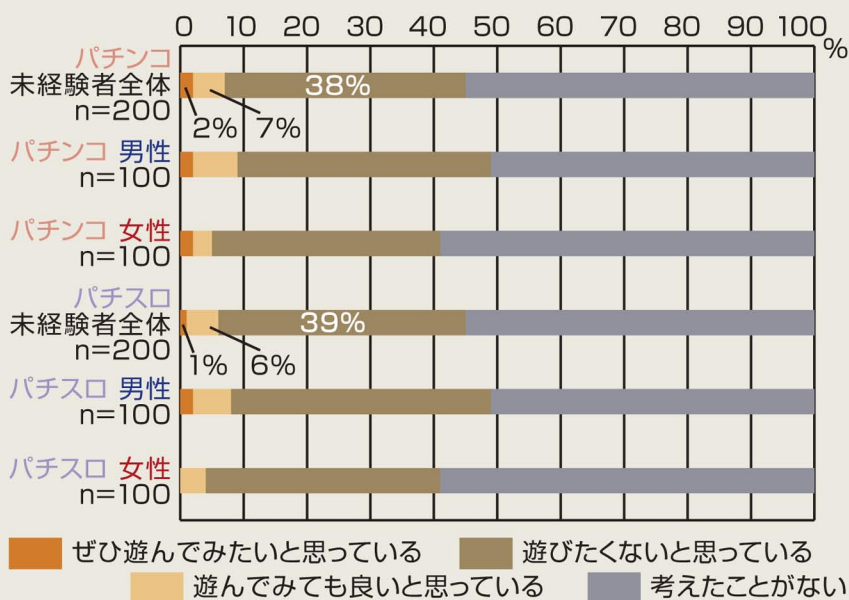


図1は、18〜25歳のパチンコ・パチスロの未経験者男女各100人に聞いた「パチンコ・パチスロ参加への興味」です。「ぜひ遊んでみたい」と思っているという回答は、未経験者全体でパチンコが2%、パチスロでは1%となっており、「遊んでみても良い」と思っている」と合わせても、パチンコで7%、パチスロで6%と一桁台でした。

大手企業を中心に夏のボーナスは昨年を上回ったという報道があり、景気は回復傾向にあると言われていきます。今年のお盆、夏期休暇の営業状況はどうだったでしょうか。

未経験者、「ぜひ遊んでみたい」は2%

話題の機種が登場したこともあり、かき入れ時のこの時期には新たなお客様の来店もあったことでしょう。今回はパチンコ・パチスロの未経験者を新規客として獲得するためには何が必要なのか。エンタテインメントビジネス総合研究所の「パチンコ・パチスロプレイヤー調査 2014(以下同調査)」で見

関心薄い 若い世代

一方、「遊びたくないと思っている」との回答は、パチンコで38%、パチスロで39%にもなっています。パチンコ、パチスロとも「考えたことがない」が5割を越えていることも気がかりです。パチンコやパチスロが好きか嫌いかという判断もされず、そもそも遊びの選択肢に入っていない可能性ががあります。若い世代の未経験者は、パチンコ、パチスロに対する関心が極めて薄いことが感じられます。

遊技初参加の 動機に「クチコミ」の 影響大

次に、図2「パチンコ・パチスロ別遊技初参加の動機」を見てみましょう。これは、現在のパチンコ・パチスロ参加者が初めて遊技をした時のきっかけについて聞いたものです。

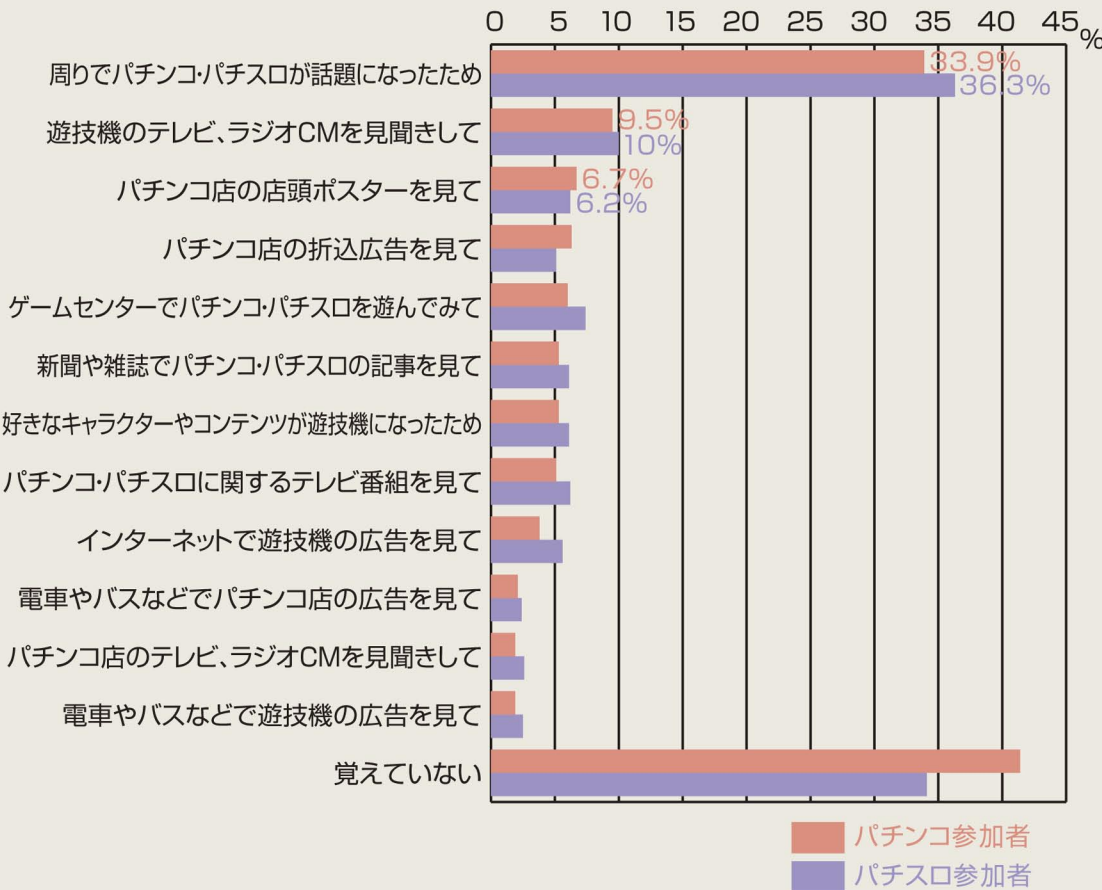
最も多いのはパチンコ、パチスロとも「周りでパチンコ・パチスロが話題になったため」で、パチンコが33・9%、パチスロが36・3%

%です。テレビCMや番組よりもクチコミの影響力が大きいことを示しています。

2位の「遊技機のテレビ、ラジオCMを見聞きして」がパチンコ9・5%、パチスロ10%なので、その3倍以上です。そして、3位が「パチンコ店の店頭ポスターを見て」（パチンコ6・7%、スロット6・2%）、4位が「パチンコ店の折込広告を見て」です。遊技機メーカーのテレビ、ラジオでのCMにはやや劣るものの、パチンコ店が発信するポスターや折込広告も来店のきっかけづくりには有効であることが感じられます。また、遊技機メーカーのCMでパチンコ、パチスロに関心を持った人が、パチンコ店店頭のポスターや折込広告を見てその店に行くことを決めたという相乗効果もあるのではないのでしょうか。

ちなみに「ゲームセンターでパチンコ・パチスロを遊んでみて」（5位）、「好きなキャラクターやコンテンツが遊技機になった」（7位）、「インターネットで遊技機の広告を見て」（9位）などもあり、動機が多様化していることがうかが

図2 ■パチンコ参加者・パチスロ参加者別 遊技初参加の動機（複数回答）



未経験者は 「経験がある友人や 知人などと一緒」に 来店

図3は「性・年代別遊技初参加

がわかります。

時の「同伴者」です。現在の遊技参加者が、初参加の際に誰と一緒に店を訪れたかを示しています。遊技参加者全体で見ると約7割を「経験がある友人や知人などと一緒」が占めています。未経験者にとっては、初めてパチンコ・

新規客獲得のカギは既存客が握っている

パチスロをするには経験者の人と一緒にいる方が安心なのかもしれません。割合は女性の方がやや多くなっています。図2の初参加の動機となった「パチンコ・パチスロを話題にした人」も、「経験がある友人や知人」なことでしょう。パチンコ・パチスロが未経験だった人に、初参加のきっかけを作り、一緒に来店するのは「経験がある友人や知人」なのです。「経験がある友人や知人」、つまりパチンコ店にとっては既存のお客様こそが未経験者を来店へと導くことを示しています。

同伴者がいなくても入れる店に

既存のお客様が、未経験の方をパチンコ店に誘う条件は何でしょうか。

未経験者が不満に思う要素が少ない店でないかと誘えません。金銭的な負担が大きい、煙たい、うるさいなど、未経験の方が抱きがちなパチンコ店のネガティブなイメージが抑えられた店である方が誘いやすいでしょう。その上で、話

題性がなければクチコミには乗らず、誘うきっかけにはなりません。人気機種の登場や店舗の改装、新たなサービスの導入などがあつてこそ、来店のきっかけは生まれます。

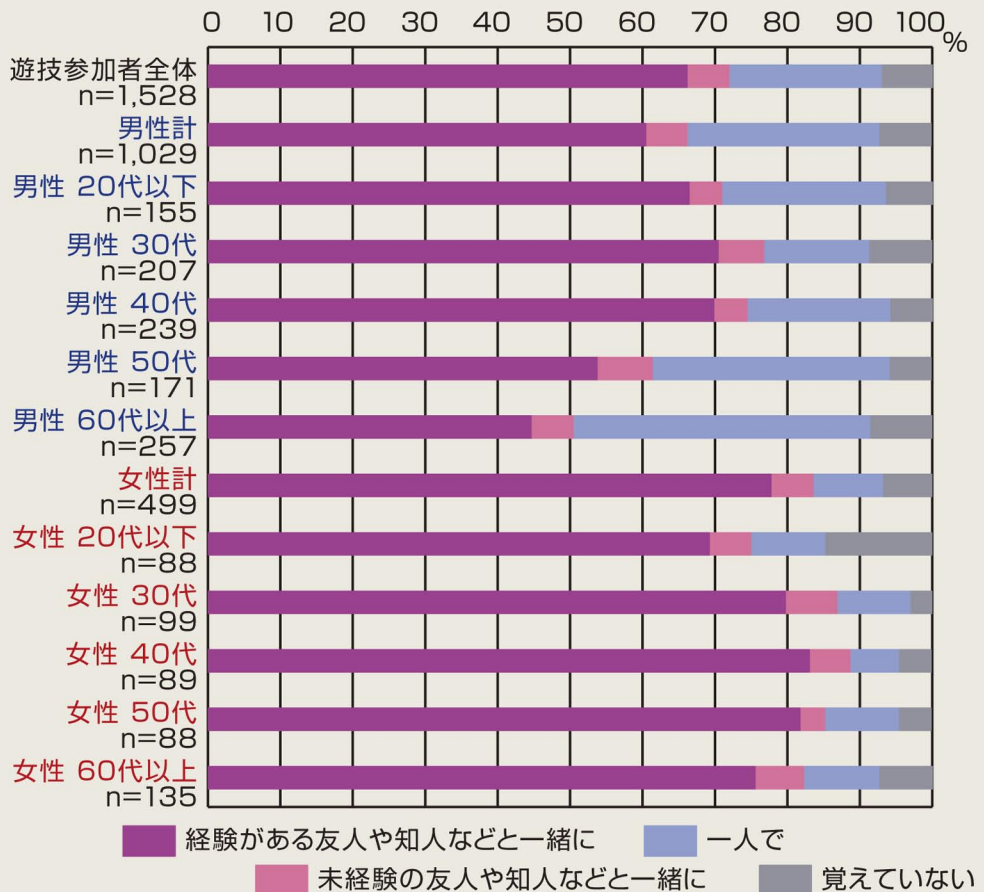
また、基本的にその店が既存のお客様にとって良い店、信頼されている店であることが大切です。誘う本人が良い店だと思っていなければ、友人、知人を誘うことはしません。

クチコミとは、来店に繋がる好影響をもたらすとともに、反対に悪影響も与えます。「悪事千里を走る」のこともわざもあるように、悪い噂ほど広まるのは速く、影響は甚大です。クチコミには発生やその拡がりをコントロールできないという側面もあります。だからこそ、既存のお客様が悪い噂の発信源になることがないように、通常の営業における接客やサービスの品質の維持が重要になります。

カギ握る接客の向上

それだけではなく、クチコミに頼らずに未経験者が来店できるよ

図3 ■ 性・年代別 遊技初参加時の同伴者



うにする取り組みも必要でしょう。図3「性・年代別遊技初参加時の同伴者」の男性50代と60代以上では、「一人で」が多くなっています。

パチンコ店のネガティブなイメージを払拭し、接客やサービスの質を向上させることは、未経験者が一人で来店することにも役立ち、長期的に見れば経営の安定化に繋がります。

KiK NEWS お知らせ

**機構ニュースは
機構ホームページでも読めます**

編集後記

野球 見物は時間がかかるので好みではない。仕事の関係か、義理で行くことはあったが実をいうとまだ内野のネット裏などの席に座ったことはなかった。長嶋巨人が王ソフトバンクと対決した日本シリーズの一回戦、日本相撲協会理事長の北の湖さんが始球式をやった時も特別室は遠すぎると思っただ。

7月25日小学生以来の都市対抗の広島市代表の応援に行った。結果は相手のホンダが延長で勝ったが「ダイブリーグ」(1死満塁から始めるルール)では本当の勝ち負けはわからない。夏の甲子園でも取り入れたいというが、これはつまらない。こんな改悪はやめてもらいたい。ついでに言えばシート席の方がよく見えた。(F)

東京ドーム 裏の一塁側。JRWの広島市代表の応援に行った。結果は相手のホンダが延長で勝ったが「ダイブリーグ」(1死満塁から始めるルール)では本当の勝ち負けはわからない。夏の甲子園でも取り入れたいというが、これはつまらない。こんな改悪はやめてもらいたい。ついでに言えばシート席の方がよく見えた。(F)

「機構ニュースが発行されているとは知らなかった」。「この広報誌は初めて見た」。こんな声をホルの従業員の方から聞くことがあります。

機構ニュースは毎月1回発行され、全日遊連や日工組など機構の社員団体に送られています。そして各団体から支部などに送られることになっています。

機構ニュースは紙媒体の広報誌として発行されますが、多くの関係者の方々に読んで頂くために、機構のホームページでも同時に公開されています。2007年7月の創刊号から最新のものまで、いつでも閲覧することが出来ます。

特集記事や「データでみるパチンコ業界」、三堀清弁護士の記事、「店長に求められる知識」など業界関係者にとって役立つ情報もあると思われるので、機構のホームページを開いてみて下さい。

遊技産業健全化推進機構のホームページアドレスは次の通りです。

<http://www.suishinkikou.or.jp>

お問い合わせは下記へ

電話 03-3518-2062

FAX 03-3518-2063

斎藤一。新撰組三番隊長で、沖田総司らと並ぶ剣の達人として知られている。数多くの暗殺や戦争に関わりながら大正初めまで生き抜いた。その名前が明治初期の警視庁の名簿に見つかったと新聞で報じられた。京都の歴史館が同庁関係者から名簿を入手したという。

新撰組と警視庁 第六方面第二署 (現小松川署)の「書記兼戸口取調掛」で「スパイ活動を担当していたのでは」との見方が出ている。

新撰組はこれまで子母沢寛、司馬遼太郎らが取り上げており、浅田次郎は斎藤の一瞬で相手を倒す必殺の居合い抜きを描いた。資料の発見が新たな小説の登場に結びつくのではと期待している。(I)

高校三年になったドラ息子に、夏休みは何をするのか?と聞いたところ、あっさり塾に行つて勉強する、と言われた。大学を目指して勉強するようだ。

自分はどうだったかという、忘れもしない高校三年の夏休み、一日もかかさずパチンコ店に朝10時の開店ならんだ。もちろん両親や教師の再三にわたる注意を無視して。

ドラ息子は父親である私が、高校時代パチンコに明け暮れたことを知っている。しかしドラ息子はそのパチンコを無視して

パチンコと大学受験 勉強する、と言う。法律的にもドラ息子の判断が正しいことは間違いないが、自分と違う一面をドラ息子が持つている、というのはなんとも不思議に感じる。(H)

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry